

大船渡市議会基本条例



前文

大船渡市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた。大船渡市議会は、震災からの復興や当市を取り巻く諸課題を解決するため、市民の視点に立った市政運営の実現を図ることを目的に、その責務を自覚し、議会活動を通じてその役割を果たしていくことを市民に宣言する。

震災以前から当市では、人口の減少や少子高齢化、市内経済の低迷、県内陸部との交通アクセス等が大きな課題となっていた。今後は、自治体間競争が活発化し自主的な取組や自己決定が更に求められることから、二元代表制の一翼を担う機関として、市議会は、積極的に政策提言や政策立案を行い市民の負託に応え、持続可能な地域社会として当市を次世代へ引き継ぐ使命を自覚し活動を行う。

そのために市議会は、市民に寄り添い、市民目線で市政運営を行い、合議体である議会としての権能を最大限発揮することが必要であり、市長等の監視及び政策の評価を行うことや、市民の多様な意見を反映できる議会を築くことが重要である。

したがって本議会は、目指すべき地方議会の姿を示し市民とともに歩むため、議会の活動理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報の公開などの議会の基本事項を定めた大船渡市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務並びに議会が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、持続可能で安心して暮らせるまちづくりの実現に適切に対応する議会運営を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例を議会における最高規範と位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、その理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

解説 本章は、「持続可能で安心して暮らせるまちづくり」の実現のために議会が担う役割及び議員に係る基本事項を明らかにし、この条例の最終的な目的が市民福祉の増進のためにあることや、条例の位置付けを明らかにしたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (2) 自由な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的

